

静岡県告示第494号

ふじのくに茶の都ミュージアム観覧料及び図書販売料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

静岡県知事 川勝平太

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社リクルートペイメント	東京都千代田区丸の内1-9-2
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

2 指定をした日

令和4年4月1日